

(1) 令和2年度 学校給食実施計画について

1. 給食形態

完全給食 週5日 (内訳) パン・米飯麺併用及び麺給食 1日(月)
 パン給食 1日(水)
 米飯給食 3日(火・木・金)

2. 給食予定人員

区分 年度	小学生	中学生	教職員	給食センター	合計	備考
28年度	601	332	140	15	1,088	
29年度	602	333	138	15	1,088	
30年度	567	307	147	15	1,036	
31年度	558	292	129	14	993	
2年度	532	285	128	15	960	

※児童・生徒・教員の人数は、令和2年度生徒数等調（R元. 10. 1現在）を使用。

3. 給食日数及び給食数

区分	人員	日数	給食数	備考
小学生	532	195	103,740	
中学生	285	195	55,575	
教職員等	143	195	27,885	
合計	960	195	187,200	

4. 給食センター稼働日数

第1学期 4月 8日～ 7月22日 72 日間
 第2学期 8月19日～ 12月24日 88 日間
 第3学期 1月18日～ 3月23日 45 日間 合計 205 日間

5. 月別給食日数

食類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
パン又は米飯・麺	3	3	5	3	2	3	4	4	3	2	4	4	40
パン	3	3	4	4	2	5	4	4	4	2	4	3	42
米飯	10	12	13	9	5	12	14	11	11	6	10	10	123
計	16	18	22	16	9	20	22	19	18	10	18	17	205

6. 一食当りの給食費

区分	小学生				中学生			
	令和2年度	令和元年度	比較		令和2年度	令和元年度	比較	
			前年対比	増減			前年対比	増減
	円	円	%	円	円	円	%	円
主食	73.05	71.18	102.63	1.87	80.14	78.41	102.21	1.73
牛乳	48.09	47.67	100.88	0.42	48.09	47.67	100.88	0.42
副食	171.06	173.35	98.68	-2.29	224.67	226.82	99.05	-2.15
合計	292.20	292.20	100.00	0.00	352.90	352.90	100.00	0.00
町負担	70.66	70.66	100.00	0.00	88.28	88.28	100.00	0.00

7. 年間給食食材費

区分	小学生	中学生	職員	合計	構成比
	円	円	円	円	%
主食	7,578,207	4,453,781	2,104,744	14,136,732	24.10
牛乳	4,988,857	2,672,602	1,340,990	9,002,448	15.35
副食	17,745,764	12,486,035	5,282,252	35,514,051	60.55
合計	30,312,828	19,612,418	8,727,986	58,653,232	100.00
町負担	7,330,268	4,906,161	2,138,713	14,375,142	24.51

8. 給食費負担金

区分	月額	年額	備考
小学生	3,600 円 (実質4,748円、町負担1,148円)	43,200 円 (実質56,976円、町負担13,776円)	一食当りの単価221.54円
中学生	4,300 円 (実質5,735円、町負担1,435円)	51,600 円 (実質68,820円、町負担17,220円)	一食当りの単価264.62円

9. 給食費負担金年間収入見込

区分	人員	年間給食費 / 一人	年間収入	備考
小学生	532	43,200	22,982,400	
中学生	285	51,600	14,706,000	
教職員等	小 94	43,200	4,060,800	
	中 49	51,600	2,528,400	
合計	960	—	44,277,600	収納率99% 43,834,824

多子世帯の軽減措置 △7,329千円 36,505,824

9. 給食費負担金年間収入見込

区分	人 員	年間給食費 / 一人	年間収入	備 考
小学生	567	43,200	24,494,400	
中学生	307	51,600	15,841,200	
教職員等	小 105	43,200	4,536,000	
	中 57	51,600	2,941,200	
計	1,036		47,812,800	収納率99% 47,334,672
軽減分			-7,924,200	多子世帯の軽減措置
合計		—	39,410,472	

※多子世帯軽減の概要

1.事業内容

18歳以下の子どもが2人いる世帯を対象に、第2子以降の小中学生の学校給食費を減免する。

2.対象者

- ①保護者が浦河町に住所を有し、18歳以下(平成11年4月2日以降生まれ)の子を2人以上養育している。
- ②第2子以降が町内小中学校に在籍している。
- ③生活保護世帯、準要保護世帯、または、児童入所施設措置費等による学校給食費の支給対象者でない
- ④平成28年以前の給食費の未納がない。

3.減免額

- ①第2子の児童等・・・給食費2分の1
- ②第3子以降の児童等・・・給食費の全額